



# 三重県公報

平成28年11月18日 (金)

第 2854 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
732	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	( 地 域 福 祉 課 )	2
733	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	( 同 )	3
734	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	( 同 )	3
735	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	( 同 )	4
736	県民歯科疾患実態調査の実施	( 健 康 づ っ く り 課 )	4
737	機船船びき網漁業の許可又は起業の認可をする船舶の統数の最高限度及び申請期間	( 水 産 資 源 課 )	4
738	兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立した旨及びその関係図書の縦覧	( 都 市 政 策 課 )	5
739	同伴	( 同 )	5
<b>海 調 委 告 示</b>			
8	三重海区におけるくろまぐる養殖業についての指示	(海区漁業調整委員会)	6
<b>公 告</b>			
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行った旨	( 獣 害 対 策 課 )	6
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	7
<b>正 誤</b>			
	平成28年9月13日付け三重県公報第2835号	( 総 務 課 )	7

## 告 示

## 三重県告示第 732 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 28 年 11 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
ヘルパーステーション なかよし	津市中河原 613 番地 1	特定非営利活動法人なかよし	伊勢市小俣町相合 949 番地 9	平成 28 年 8 月 1 日	訪問介護
畿中央薬局 本店	名張市希中央 4 番町 6 番地	株式会社 畿中央薬局	名張市希中央 4 番町 6 番地	平成 28 年 11 月 1 日	居宅療養管理指導
畿中央薬局 桔梗駅前店	名張市桔梗が丘 2 番町 1 街区 53-4	株式会社 畿中央薬局	名張市希中央 4 番町 6 番地	平成 28 年 11 月 1 日	居宅療養管理指導
畿中央薬局 名張旧町店	名張市丸之内 2 番 5	株式会社 畿中央薬局	名張市希中央 4 番町 6 番地	平成 28 年 11 月 1 日	居宅療養管理指導
桑名歯科医院	津市久居新町 3006 ポルタひさい 2F	桑名 良尚	津市久居新町 3006 ポルタひさい 2F	平成 28 年 9 月 1 日	居宅療養管理指導
刀根クリニック	津市香良洲町 1875-1	刀根 幸夫	津市香良洲町 1875-1	平成 28 年 9 月 1 日	居宅療養管理指導
マミーハウス介護センター（グループホーム）	桑名市多度町中須字寺前 59 番地	株式会社やまぜんホームズ	桑名市多度町下野代 900 番地	平成 28 年 11 月 1 日	認知症対応型共同生活介護
ヘルパーステーション なかよし	津市中河原 613 番地 1	特定非営利活動法人なかよし	伊勢市小俣町相合 949 番地 9	平成 28 年 8 月 1 日	介護予防訪問介護
畿中央薬局 本店	名張市希中央 4 番町 6 番地	株式会社 畿中央薬局	名張市希中央 4 番町 6 番地	平成 28 年 11 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
畿中央薬局 桔梗駅前店	名張市桔梗が丘 2 番町 1 街区 53-4	株式会社 畿中央薬局	名張市希中央 4 番町 6 番地	平成 28 年 11 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
畿中央薬局 名張旧町店	名張市丸之内 2 番 5	株式会社 畿中央薬局	名張市希中央 4 番町 6 番地	平成 28 年 11 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
桑名歯科医院	津市久居新町 3006 ポルタひさい 2F	桑名 良尚	津市久居新町 3006 ポルタひさい 2F	平成 28 年 9 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
刀根クリニック	津市香良洲町 1875-1	刀根 幸夫	津市香良洲町 1875-1	平成 28 年 9 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
マミーハウス介護センター（デイサービス）	桑名市多度町中須字寺前 59 番地	株式会社やまぜんホームズ	桑名市多度町下野代 900 番地	平成 28 年 11 月 1 日	介護予防通所介護
デイサービスなかよし	津市中河原 613 番地 1	特定非営利活動法人なかよし	伊勢市小俣町相合 949 番地 9	平成 28 年 8 月 1 日	介護予防通所介護
マミーハウス介護センター（グループホーム）	桑名市多度町中須字寺前 59 番地	株式会社やまぜんホームズ	桑名市多度町下野代 900 番地	平成 28 年 11 月 1 日	介護予防認知症対応型共同生活介護
マミーハウス介護センター（デイサービス）	桑名市多度町中須字寺前 59 番地	株式会社やまぜんホームズ	桑名市多度町下野代 900 番地	平成 28 年 11 月 1 日	地域密着型通所介護

デイサービスな かよし	津市中河原 613 番地 1	特定非営利活動法 人なかよし	伊勢市小俣町相合 949 番地 9	平成 28 年 8 月 1 日	地域密着型 通所介護
----------------	----------------	-------------------	----------------------	--------------------	---------------

三重県告示第 733 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 28 年 11 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
橋本 覚	さくら鍼灸接骨院 桑名 東院	桑名市桑名太一丸 687-1 パ ロー桑名東店 1F	平成 28 年 11 月 1 日

三重県告示第 734 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 28 年 11 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービ ス）の種類
ヘルパーステー ション なかよ し	津市中河原 613 番地 1	特定非営利活動法 人なかよし	伊勢市小俣町相合 949 番地 9	平成 28 年 8 月 1 日	訪問介護
畿央薬局 本店	名張市希中央 4 番町 6 番 地	株式会社 畿央薬 局	名張市希中央 4 番町 6 番地	平成 28 年 11 月 1 日	居宅療養管 理指導
畿央薬局 桔梗 駅前店	名張市桔梗が丘 2 番町 1 街区 53-4	株式会社 畿央薬 局	名張市希中央 4 番町 6 番地	平成 28 年 11 月 1 日	居宅療養管 理指導
畿央薬局 名張 旧町店	名張市丸之内 2 番 5	株式会社 畿央薬 局	名張市希中央 4 番町 6 番地	平成 28 年 11 月 1 日	居宅療養管 理指導
桑名歯科医院	津市久居新町 3006 ポル タひさい 2F	桑名 良尚	津市久居新町 3006 ポルタひさい 2F	平成 28 年 9 月 1 日	居宅療養管 理指導
刀根クリニック	津市香良洲町 1875-1	刀根 幸夫	津市香良洲町 1875-1	平成 28 年 9 月 1 日	居宅療養管 理指導
マミーハウス介 護センター（グ ループホーム）	桑名市多度町中須字寺前 59 番地	株式会社やまぜん ホームズ	桑名市多度町下野代 900 番地	平成 28 年 11 月 1 日	認知症対応 型共同生活 介護
ヘルパーステー ション なかよ し	津市中河原 613 番地 1	特定非営利活動法 人なかよし	伊勢市小俣町相合 949 番地 9	平成 28 年 8 月 1 日	介護予防訪 問介護
畿央薬局 本店	名張市希中央 4 番町 6 番 地	株式会社 畿央薬 局	名張市希中央 4 番町 6 番地	平成 28 年 11 月 1 日	介護予防居 宅療養管理 指導
畿央薬局 桔梗 駅前店	名張市桔梗が丘 2 番町 1 街区 53-4	株式会社 畿央薬 局	名張市希中央 4 番町 6 番地	平成 28 年 11 月 1 日	介護予防居 宅療養管理 指導
畿央薬局 名張 旧町店	名張市丸之内 2 番 5	株式会社 畿央薬 局	名張市希中央 4 番町 6 番地	平成 28 年 11 月 1 日	介護予防居 宅療養管理 指導
桑名歯科医院	津市久居新町 3006 ポル タひさい 2F	桑名 良尚	津市久居新町 3006 ポルタひさい 2F	平成 28 年 9 月 1 日	介護予防居 宅療養管理 指導
刀根クリニック	津市香良洲町 1875-1	刀根 幸夫	津市香良洲町 1875-1	平成 28 年 9 月 1 日	介護予防居 宅療養管理 指導

マミーハウス介護センター（デイサービス）	桑名市多度町中須字寺前 59 番地	株式会社やまぜんホームズ	桑名市多度町下野代 900 番地	平成 28 年 11 月 1 日	介護予防通所介護
デイサービスなかよし	津市中河原 613 番地 1	特定非営利活動法人なかよし	伊勢市小俣町相合 949 番地 9	平成 28 年 8 月 1 日	介護予防通所介護
マミーハウス介護センター（グループホーム）	桑名市多度町中須字寺前 59 番地	株式会社やまぜんホームズ	桑名市多度町下野代 900 番地	平成 28 年 11 月 1 日	介護予防認知症対応型共同生活介護
マミーハウス介護センター（デイサービス）	桑名市多度町中須字寺前 59 番地	株式会社やまぜんホームズ	桑名市多度町下野代 900 番地	平成 28 年 11 月 1 日	地域密着型通所介護
デイサービスなかよし	津市中河原 613 番地 1	特定非営利活動法人なかよし	伊勢市小俣町相合 949 番地 9	平成 28 年 8 月 1 日	地域密着型通所介護

三重県告示第 735 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 28 年 11 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
橋本 覚	さくら鍼灸接骨院 桑名東院	桑名市桑名太丸 687-1 パロー桑名東店 1F	平成 28 年 11 月 1 日

三重県告示第 736 号

平成 28 年度県民歯科疾患実態調査を次のとおり実施します。

平成 28 年 11 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 調査の目的

三重県の健康づくり総合推進事業の一環として、県民の歯科口腔保健の状況を把握し、「健康日本 21」の地方計画である「三重の健康づくり基本計画」の中間評価及び歯科口腔保健単独の計画である「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」の最終評価並びに次期計画策定を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の期間

歯科保健に関する調査 平成 28 年 11 月 17 日（木）から同年 12 月 22 日（木）まで（36 日間）  
 歯科疾患実態調査（口腔診査） 平成 28 年 11 月 24 日（木）から同年 12 月 11 日（日）まで（うち 5 日間）

3 調査対象者

平成 28 年 11 月 1 日で県内に住民登録をしている 20～24 歳、40～44 歳、60～64 歳及び 80～84 歳の県民 5,000 人

4 調査の方法

歯科保健に関する調査 郵送調査  
 歯科疾患実態調査（口腔診査） 調査員調査

5 調査の主な内容

歯科保健に関する調査 歯科保健に関する生活習慣の状況  
 歯科疾患実態調査（口腔診査） 口腔内の状況

三重県告示第 737 号

三重県漁業調整規則（昭和 41 年三重県規則第 21 号）第 9 条第 2 項（第 22 条第 3 項において準用する場合を含む。）及び第 26 条第 3 項の規定に基づく機船船びき網漁業の許可又は起業の認可をする漁業種類ごとの船舶の統数の最高限度及び申請期間は、次のとおりとします。

平成 28 年 11 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 漁業種類ごとの船舶の統数の最高限度
  - (1) ばっち網漁業 45統
  - (2) ばっち網(しらす) 漁業 45統
  - (3) いわし・いかなご船びき網漁業 62統
  - (4) しらす船びき網漁業 62統
- 2 申請期間  
平成 28 年 11 月 22 日から同年 12 月 6 日まで

---

**三重県告示第 738 号**

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定により、都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しました。

なお、関係図書は、三重県県土整備部都市政策課及び三重県四日市建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 28 年 11 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市公園の名称及び位置
  - (1) 名称  
北勢中央公園
  - (2) 位置  
四日市市西村町
- 2 管理を行う者の氏名及び住所  
道路管理者 四日市市長 田中 俊行  
四日市市諏訪町 1 番 5 号
- 3 管理の内容  
兼用工作物の維持、修繕、災害復旧及び許認可等の権限の行使に関する事務
- 4 管理の期間  
平成 28 年 10 月 5 日から当該施設の存続する期間

---

**三重県告示第 739 号**

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定により、都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しました。

なお、関係図書は、三重県県土整備部都市政策課及び三重県四日市建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 28 年 11 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市公園の名称及び位置
  - (1) 名称  
北勢中央公園
  - (2) 位置  
いなべ市大安町
- 2 管理を行う者の氏名及び住所  
道路管理者 いなべ市長 日沖 靖  
いなべ市員弁町笠田新田 111 番地
- 3 管理の内容  
兼用工作物の維持、修繕、災害復旧及び許認可等の権限の行使に関する事務
- 4 管理の期間  
平成 28 年 10 月 5 日から当該施設の存続する期間

**海 調 委 告 示**

## 三重海区漁業調整委員会告示第 8 号

くろまぐる養殖業を内容とする区画漁業で用いられる 1 年当たりの天然種苗の活込尾数について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

平成 28 年 11 月 18 日

三重海区漁業調整委員会会長 掛 橋 武

## 1 天然種苗の活込尾数の制限

次の表の左欄に掲げる区画漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1 年当たりの天然種苗の活込みをする数量の合計は、右欄に掲げる活込尾数を超えてはなりません。

区画漁業権	活込尾数
三重区第 1501 号	16 千尾
三重区第 1502 号 (漁場区域 2)	8 千尾
三重区第 1503 号	30 千尾
三重区第 1504 号	13 千尾
三重区第 1505 号	13 千尾
三重区第 1506 号	7 千尾

## 2 天然種苗の活込みをした数量の報告

1 の表に掲げる区画漁業権を行使する者は、次の表の左欄各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる集計の日ごとに当該日が属する月、旬又は当該日における天然種苗の活込みをした数量を集計し、その数量を証する受取伝票の写しを添えて、同表の右欄に掲げる報告の期限までに三重海区漁業調整委員会(以下「委員会」といいます。)に報告しなければなりません。ただし、1 年当たりの活込みをした数量の合計が 1 に掲げる活込尾数の 8 割の数量に到達したときは、当該到達の日から当該到達の日が属する年の末日までの間、それぞれ天然種苗の活込みをした日ごとに当該日における活込みをした数量を集計し、その数量を証する受取伝票の写しを添えて、当該日から 3 日以内に委員会に報告しなければなりません。

期間の区分	集計の日	報告の期限
(1) 1 月 1 日から 6 月 30 日までの間	月の末日	7 月 10 日まで
(2) 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間	旬の末日	当該旬が属する月の翌月の 10 日まで
(3) 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間	活込みをした日	当該日から 3 日以内

## 3 取扱要領

この指示で定めるもののほか、活込みをした数量の報告及び確認等に関する取扱いについては、委員会が別に定めます。

## 4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成 29 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとします。

## 公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 18 条の 7 第 1 項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行いましたので、同条第 2 項で準用する同法第 18 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 11 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 変更認定年月日

平成 28 年 10 月 12 日

## 2 変更内容

捕獲従事者の追加に係る変更

## 3 変更の認定に係る鳥獣捕獲等事業者の名称等

- (1) 名称  
一般社団法人 三重県猟友会
- (2) 住所  
三重県津市桜橋1丁目104番地
- (3) 代表者の氏名  
内田 克宏

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成28年11月18日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成28年 11月9日	桑名郡木曾岬町大字田代194-3	桑名郡木曾岬町大字田代5 水谷 幹

## 正 誤

平成28年9月13日付け三重県公報第2835号に登載しました、三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則中

ページ	行	誤	正
2	26	第十九号の項を第二十号の項	第二十号の項を第二十一号の項
2	27	第十八号の項	第十九号の項
2	下から11	21	22

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>